

「明石市空家等対策計画(素案)」 意見公募手続<パブリックコメント>の実施について

人口減少・超高齢社会の到来など社会情勢が大きく変化するなか、空き家の発生、増加が大きな社会問題となっています。

なかでも適正に管理されていない空き家は、防災、衛生、景観等さまざまな面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしており、今後、空き家のさらなる増加とそれに伴う問題の深刻化が懸念されています。

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「明石市空家等対策計画」を策定するにあたり、「明石市空家等対策計画(素案)」を作成しましたので、ご意見を募集します。

1 空家等対策計画(素案)の概要

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

空家等対策計画で定める事項は以下の通りです。

- ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空家等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空家等に対する措置(法に基づく助言・指導、勧告、命令、代執行)その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

2 空家等対策計画(素案)の閲覧

- ・明石市役所:都市局住宅・建築室建築安全課(本庁舎7階)、行政情報センター(本庁舎1階)
- ・市民センター等:あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター

	執務時間
建築安全課、行政情報センター	平日 8時 55 分～17 時 40 分
あかし総合窓口	平日 9時～20時 土日祝日(第3日曜日を除く)9時～17時 15 分
各市民センター	平日 8時 55 分～17 時 40 分

3 募集期間

2021年(令和3年)1月5日(火)から2021年(令和3年)2月4日(木)まで
※必着でお願いします。

4 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内に空き家をお持ちの方

5 提出方法

- ① 任意の様式で提出してください。(参考様式として「意見提出様式」もあります。)
 - ② 必ずご意見の該当箇所(「明石市空家等対策計画(素案)」のページ番号及び項目)を記載してください。
 - ③ 次のいずれかの方法で、明石市都市局住宅・建築室建築安全課まで募集期間内に提出してください。
 - ・電子メール(kenchiku@city.akashi.lg.jp)
 - ・ファクシミリ(078-918-5109)
 - ※送信後、建築安全課(078-918-5046)へ着信確認をお願いします。
 - ・郵送 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市都市局住宅・建築室建築安全課パブリックコメント担当 宛
- ※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。
※提出いただいたご意見は返却いたしません。

6 ご意見の取扱いについて

- ・ご意見は、今後の取組みの参考にいたします。
- ・ご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせて市ホームページで公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

7 個人情報の取扱いについて

- ・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第 11 条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、明石市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先 明石市都市局住宅・建築室建築安全課 TEL:078-918-5046
--